

南砺市介護職員定着・育成推進事業所認定制度実施要項

1 趣旨

市では、労働環境の改善や人材育成、処遇改善等を通じて介護職員の確保と定着に積極的に取り組む事業者等を「介護職員定着・育成推進事業所」として認定します。市と事業所等が連携して介護人材の確保に取り組むことで高齢者福祉サービスの安定的な提供につなげることを目的として実施するものです。皆様の積極的な応募をお待ちしております。

2 対象事業所

市内介護保険サービス事業所等

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型施設、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、通所介護（認知症対応型・地域密着型を含む）訪問介護等

3 事業スキーム

事業所から申請された内容について、一定の基準を満たした事業所を認定します。別添の「介護職員定着・育成推進事業所認定制度基準表」に基づきます。

認定した事業所には、市が実施している介護人材確保事業（介護職員初任者研修費助成事業、介護人材雇用型訓練事業）、移住定住支援、子育て支援事業等により連携を図ります。

4 応募方法・認定・審査

（1）応募方法

「介護職員定着・育成推進事業所認定申請書」、「介護職員定着・育成推進事業所認定制度基準表」および基準表記載の添付書類を地域包括ケア課窓口又はメール・郵送でご提出ください。

（2）認定基準及び審査

「介護職員定着・育成推進事業所認定制度基準表」により行います。

（3）募集期間

令和5年12月20日（水）～令和6年1月30日（火）※必着

5 認定事業所の公表

認定事業所決定後、認定証を交付します。また、認定事業所の取り組み内容を市ホームページ等において公表します。